

県職員の給与・休暇などの労働条件は、地公労共闘会議の交渉で決定されます。
地公労共闘会議は、
○自治労埼玉県職員労働組合
○埼玉教職員組合
○埼玉高等学校教職員組合
で構成されています。

地公労共闘会議

地公労共闘会議機関紙

2007年11月26日

埼玉県地方公務員労働組合
共闘会議（事務局：県職労）
TEL 048-830-7781
FAX 048-825-7062



■人勸不完全実施に強く抗議！

■職員の健康被害と県民サービスの低下を招く定数削減計画に徹底抗戦！



●人勸不完全実施提案に抗議する地公労共闘会議

人勸「完全実施」に向け、本日交渉（第3回）

●私たち地公労共闘会議は、11月9日、15日の2回にわたり、人事委員会勧告完全実施や職場環境改善に向けて精力的に交渉を行ってきました。

●第2回交渉において、当局は「勧告」の取扱いについて、一部（部局長級）凍結を提案してきました。「勧告」が労働基本権の代償措置として位置づけられている以上、あくまで完全実施を行うべきと考えます。「勧告」尊重と提案撤回を求めて行きます。

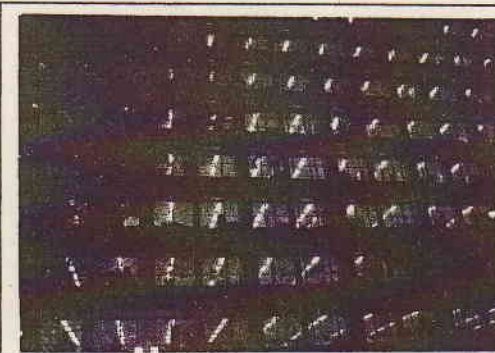
●組織定数削減・職場環境改善については、恒常的な残業や増加しているサービス残業の実態を踏まえれば、定数削減などありえません。また、朝礼と挨拶の励行で職場環境が成されたとする当局の姿勢を厳しく問わずにはいられません。私たちは、勤務時間の短縮や長期病休者の減少などへの総合的、具体的対策の実行を求めて当局に迫ります。

●当局は、月額特殊勤務手当の日額化、昇格基準の見直しや教育局の人事評価見直しなどを提案してきました。これらについては、協議不十分として再考を促します。

●本交渉は、「勧告」の取扱いをめぐる攻防を中心に、いよいよ最終局面に突入します。地公労共闘会議は、「勧告」の早期実施、職場労働条件改善に向けて全力で交渉に臨みます。

県当局は第2回目の交渉で、部局長級幹部職員の人勸に基づく地域手当、期末勤勉手当などの引き上げを凍結するという提案をしました。
部局長級幹部職員に限られるとはいえ、勧告を不完全実施としたことは、労働基本権制約の代償措置である人勸制度を大きく傷つけ、現行の賃金決定制度としての役割を否定したものであり、今交渉の最重要課題として第3回の交渉に臨みます。

人勸不完全実施提案は
現行賃金決定制度を否定



●これが実態！
不夜城・埼玉県庁

11月14日（水）のノーマン残業デーに県職労が残業実態調査を実施。なんと400人を数える職員が仕事を、「定数が減り、仕事が進められない。風邪をひいても休めない。」などの悲痛な声が聞かれました。
日本一少ない職員定数削減計画は、職員の健康をむしばみ、家庭崩壊への道を開き、そして県民サービスの低下を招くものであり、決して認めることにはできません。

日本一少ない職員数は、
県民サービスの低下を招く

パングラデッシュ
サイクロン被災地
緊急支援物資販売

被害発生から1週間。
いまだ救援物資が行き届いておらず、餓死や感染症の蔓延も懸念されています。
地公労共闘会議は、第3回確定交渉に合わせて、本日、県庁東門前で緊急支援物資販売を行います。
取り立ての「秩父原木しいたけ」、「ぎんなん」、「ゆず」を販売し、売上金をパングラデッシュ大使館を通じて被災地に届けます。